



NOSAI は加入者のために!!

建物共済被災者支援事業

NOSAIの建物共済では、被災された加入者を支援するために以下のような事業を行っています。詳細は、最寄りの支所までお問合せください。

- 死亡・傷害に対する見舞金
- 地震・噴火災害に対する見舞金（総合共済加入者に限る）
- 風呂釜の空焚き・給排水設備の破裂に対する見舞金
- 罹災物件復旧支援者に対する謝礼品
- 未加入物件火災事故見舞金

住宅修理サービス業者とのトラブルに注意

「保険金が使える」「自己負担ゼロ」を強調して、修理サービスの契約を勧誘する住宅修理業者とのトラブルが増加しています。こういった勧誘は、NOSAIとは一切関係ない第三者により行われています。このような勧誘があってもすぐに契約をせずに、NOSAIに相談してください。

お問い合わせ先

本所・支所名	住 所	TEL・FAX番号	対象エリア
本 所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12	TEL 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域
中部グループ			
前 橋 支 所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12	TEL 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1 (伊勢崎市あすま支所2階)	TEL 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市・玉村町
西部グループ			
高 崎 支 所	〒370-0084 高崎市菊地町563	TEL 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市（高崎市吉井町を除く）・安中市
藤 岡 支 所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6 (多野藤岡広域市町村圏振興整備組合2階)	TEL 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市・高崎市吉井町・神流町・上野村
富 岡 支 所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	TEL 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町
北部グループ			
渋 川 支 所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	TEL 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市・吉岡町・榛東村
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	TEL 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村
沼 田 支 所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	TEL 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
東部グループ			
太 田 支 所	〒370-0341 太田市新田金井町29 (太田市新田庁舎1階)	TEL 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1 (みどり市農林業センター1階)	TEL 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市・みどり市
館 林 支 所	〒374-0029 館林市仲町14-1 (館林市民センター1階)	TEL 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町

(2019年)



備えの種をまこう。



建物共済



目 次

大切なお知らせ（必ずお読みください） P1～2
 共済の仕組み・掛金表 P3～4
 建物加入のめやす P5～6
 家具類・農機具加入のめやす P7～8
 共済金のお支払いについて P9～10
 事故発生時の手続き P11
 よくある質問 P12
 重要事項説明書 P13～14

NOSAIの建物共済は、農業に従事されていることが加入の条件です。詳しくは、裏面記載の最寄りの支所、または本所まで連絡ください。

群馬県／群馬県農業共済組合

建物共済 住まいる 補償内容

NOSAIの建物共済では、**総合共済** **火災共済** をご用意しています。

事故の種類	加入できる金額（加入限度額）	対象となる事故	
		自然災害	火災・落雷・外部からの物体の落下・飛来・衝突
共済種類	◆家具類・農機具に加入する場合、加入限度額は、建物の加入金額と家具類・農機具の加入金額を合計した金額です。 ◆鉄筋コンクリート造は、部屋ごと、フロア(各階)ごとに加入限度額まで加入できます。 ◆建物1棟に対し、火災共済と総合共済の両共済に加入できます。 ◆物件によっては加入できる金額が制限されます。 ※加入金額は10万円単位です。	自然災害 土砂崩れ 風水害・雪害 噴火 地震 (地震を原因とした火災) 地震や噴火によって、建物は損害割合5%以上、家具類等は損害割合70%以上の損害を受けたとき、加入金額の50%に相当する金額を限度に損害共済金をお支払いします。	火災 落雷 外部からの物体の落下・飛来・衝突 破裂・爆発 給排水設備等の破損による水ぬれ (老朽化による損害は除く) 盗難による破損・汚損 (盗難品は除く) 騒じょうにともなう破損 ◆給排水設備等の破損による水ぬれは給排水設備等のみの被害（建物に水ぬれ被害がない場合）では、共済金の支払対象となりません。 ◆第三者の行為によって建物や家具類等に損害が生じNOSAIが共済金をお支払いしたときは、共済金の額を限度として加入者の第三者に対する権利を取得します。
総合共済	建物1棟あたり 4,000万円	○	○
火災共済	建物1棟あたり 6,000万円	×補償されません	○

◆自然災害が原因の**火災共済対象事故**は、**自然災害扱い**となり総合共済に加入がないと対象になりません。共済金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P13をご覧ください。

**そのほか費用共済金を
プラスし幅広く補償！**

残存物取片付け費用共済金

共済事故(地震・噴火は除く)によって損害を受けたときの後片付け費用として、損害共済金の10%を限度にお支払いします。

特別費用共済金

共済事故(地震・噴火は除く)の事故によって加入している建物等が全焼または全損したとき、加入金額の10%、1建物あたり200万円を限度にお支払いします。

失火見舞費用共済金

加入者が所有する加入建物から発生した火災・破裂・爆発によって、第三者が所有する物に損害を与え見舞金等の費用が生じた場合、1被災世帯あたり20万円以内、1事故につき加入金額の20%を限度にお支払いします。

損害防止費用共済金

加入している建物等の消火活動のために加入者が支出した費用について、実費を限度にお支払いします。

地震火災費用共済金

火災共済に加入している建物等が、地震や噴火を原因とする火災によって、建物は半焼以上、家具類は全焼のとき、加入金額の5%を限度にお支払いします。

100万円あたりの共済掛金表

建物の種類		建物の構造	共済種類	一般造 (木造)	鉄骨造 ALC 版造	鉄筋 コンクリート造
使用目的	普通物件	住宅及び家具類・農作業場・物置・土蔵・畜舎など	総合共済	2,260円	1,910円	1,700円
			火災共済	910円	520円	280円
	特殊物件	販売店舗・倉庫・事務所、これら建物との併用住宅及び住宅部分内の家具類など	総合共済	2,930円	2,140円	1,730円
			火災共済	1,660円	770円	310円
	割増物件	飲食店・工場・加工場、これら建物との併用住宅及び住宅部分内の家具類など	総合共済	4,620円	2,850円	1,900円
			火災共済	3,560円	1,570円	510円

建物加入のめやす

NOSAIの建物共済では、再建築価額（同等のものを建て直す費用）まで補償します。

構造の分類

NOSAIの建物共済では、建物の構造を火災等の危険度によって「一般造(木造)」「鉄骨造(ALC版造・土蔵造り含む)」「鉄筋コンクリート造」の3つに分類しています。



再建築価額のめやす

NOSAIの建物共済は、全ての建物について、再建築価額まで補償します。再建築価額を算出し、価値に見合った加入をおすすめします。

建物の再建築価額は、「延坪数、坪あたり単価」により以下の計算式で算出できます。

$$\text{建物再建築価額} = \text{延坪数} \times \text{坪あたり単価}$$

3,000万円 = 50坪 × 60万円

◆損害共済金は、再建築価額と加入金額の比率（加入割合）によって決まります。十分な補償が受けられるよう加入金額の確認をお願いします。
※詳しくはP9をご覧ください。

建物構造別坪あたり単価表

使用目的 建物の構造	住宅 併用住宅	物置・倉庫 農作業場	土蔵	公民館 事務所	飲食店 店舗	工場 加工場
一般造 (木造)	60万円	20万円	—	50万円	60万円	25万円
鉄骨造 (ALC版造・土蔵造り含む)	65万円	20万円	70万円	60万円	70万円	35万円
鉄筋 コンクリート造	80万円	45万円	—	70万円	80万円	50万円

◆表記の坪あたり単価は一例です。

家具類・農機具の補償

NOSAIの建物共済では、建物以外に「家具類」「農機具」を補償します。

家具類加入のめやす

NOSAIの建物共済では、全ての家具類について再取得価額(同様のものを新しく購入する経費)まで補償します。家具類が落雷事故などにより損害を受けることもありますので、建物と併せて家具類の加入をおすすめします。

落雷事故が多発しています!

大切な家具類等も併せて加入しましょう。

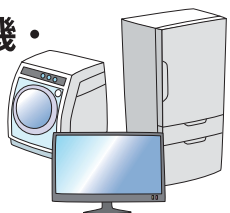
テレビ、パソコン、電話機等の建物に固定されておらず移動可能な物は家具類に加入すると補償されます。

※エアコン、ボイラー、アンテナ等の建物に直接設置されている設備や建物の付属設備については、建物に加入があれば補償されます。



家具類取扱品目

電話機・ファクシミリ・テレビ・
パソコン・洗濯機・乾燥機・
電子レンジ・冷蔵庫・
炊飯器・ゲーム機 ほか



建物取扱品目

ボイラー・エアコン・インターホン・
換気扇・洗浄機能付便座・分電盤・
配電盤・電気配線・システムキッチン・
アンテナ・照明器具・ソーラーシステム
ほか

家具類の再取得価額は、「住宅面積・世帯人数・大人人数」により下表のとおり算出できます。

住宅面積	人数 世帯人数 大人人数	1人	2人		3人			4人				5人以上			
		1人	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	~2人	3人	4人	5人
20坪未満 (66㎡未満)		860万円	930万円	1,030万円	960万円	1,060万円	1,310万円	1,070万円	1,100万円	1,460万円	1,590万円	1,170万円	1,500万円	1,700万円	1,870万円
20坪以上40坪未満 (66㎡以上132㎡未満)		920万円	990万円	1,230万円	1,080万円	1,250万円	1,490万円	1,130万円	1,270万円	1,600万円	1,830万円	1,360万円	1,740万円	1,940万円	2,080万円
40坪以上70坪未満 (132㎡以上231㎡未満)		1,120万円	1,190万円	1,340万円	1,260万円	1,410万円	1,730万円	1,330万円	1,480万円	1,840万円	2,020万円	1,550万円	1,940万円	2,160万円	2,370万円
70坪以上 (231㎡以上)		1,340万円	1,410万円	1,590万円	1,470万円	1,660万円	1,940万円	1,540万円	1,730万円	2,040万円	2,220万円	1,790万円	2,150万円	2,330万円	2,560万円

◆住宅面積は、居住として使用している部分の合計面積です。

◆大人とは、学生でない18歳以上の世帯員です。

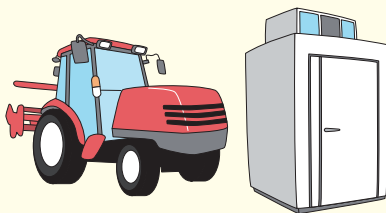
◆大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円を加算します。

農機具加入のめやす

NOSAIの建物共済では、全ての農機具について再取得価額(同様のものを新しく購入する経費)まで補償します。物置や倉庫に格納されている農機具が火災事故などにより損害を受けることもありますので、格納する建物と併せて農機具の加入をおすすめします。格納中に発生した共済事故が対象です。

●加入例

20坪の鉄骨造倉庫に、トラクター1台と農業用保冷库が格納されている場合の加入のめやすは?



加入のめやす
850万円

= 倉庫 400万円 + トラクター 400万円 + 保冷库 50万円

農機具の再取得価額は、全国平均希望小売価格がめやすです。

◆家具類・農機具の掛金は、それらが収容されている建物の掛金と同様です。(P4参照)

◆家具類・農機具のみの加入はできませんので、建物と併せて加入してください。

共済金のお支払いについて

NOSAIの建物共済では、損害発生時に以下のように損害共済金を算出し、お支払いします。
さらに事故状況に応じて、各費用共済金(P3参照)をお支払いします。

火災・落雷等による損害共済金の算出方法

総合共済

火災共済

全焼・全損の場合

加入金額をお支払いします。ただし、再建築（再取得）価額が限度です。

$$\text{損害共済金} = \text{加入金額}$$

部分焼・部分損で加入割合80%以上の場合

損害額をお支払いします。ただし、加入金額が限度です。

$$\text{損害共済金} = \text{損害額}$$

部分焼・部分損で加入割合80%未満の場合

損害共済金は、加入割合によって変わります。損害に対して満額をお支払いできませんので、高い加入割合での加入をおすすめします。

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再建築（再取得）価額} \times 80\%}$$

●お支払い例 (火災事故の場合)

	加入金額	支払額計	損害共済金	取片付け費用	特別費用
全焼	2,000万円	2,400万円	2,000万円	200万円	200万円
	1,000万円	1,200万円	1,000万円	100万円	100万円
部分焼 1,000万円の損害	2,000万円	1,100万円	1,000万円	100万円	
	1,000万円	687.5万円	625万円	62.5万円	

自然災害による損害共済金の算出方法

総合共済

損害割合80%以上の場合

損害額に加入割合を乗じた額をお支払いします。

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再建築（再取得）価額}}$$

損害割合80%未満の場合

損害額が一部免責され、加入割合を乗じた額をお支払いします。

$$\text{損害共済金} = \left(\text{損害額} - \frac{\text{再建築（再取得）価額の5\%}}{\text{又は1万円の低い額}} \right) \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再建築（再取得）価額}}$$

地震による損害共済金の算出方法

総合共済

建物では5%以上、家具類等では70%以上の損害を受けた場合、加入金額の50%に相当する金額を限度にお支払いします。

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額} \times 50\%}{\text{再建築（再取得）価額}}$$

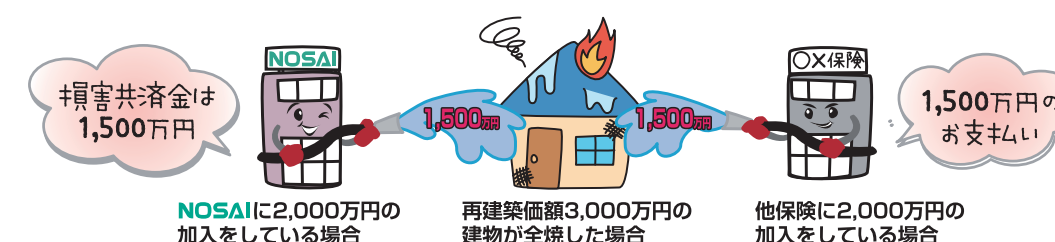
加入金額が再建築（再取得）価額を上回った場合

NOSAIのみ加入の場合

NOSAIの建物共済では、加入金額が建物等の再建築（再取得）価額を上回っていた場合、損害共済金は建物等の損害額までしかお支払いすることができません。建物等の価値に見合った加入をおすすめします。(P6参照)

他の損害共済（保険）にも加入している場合

NOSAIの建物共済に加入していて、他の損害共済（保険）にも加入している場合で、それぞれ契約の支払責任額合計が損害額を超えるときは、それぞれの共済・保険が加入金額等に応じて、損害額を限度にお支払いします。



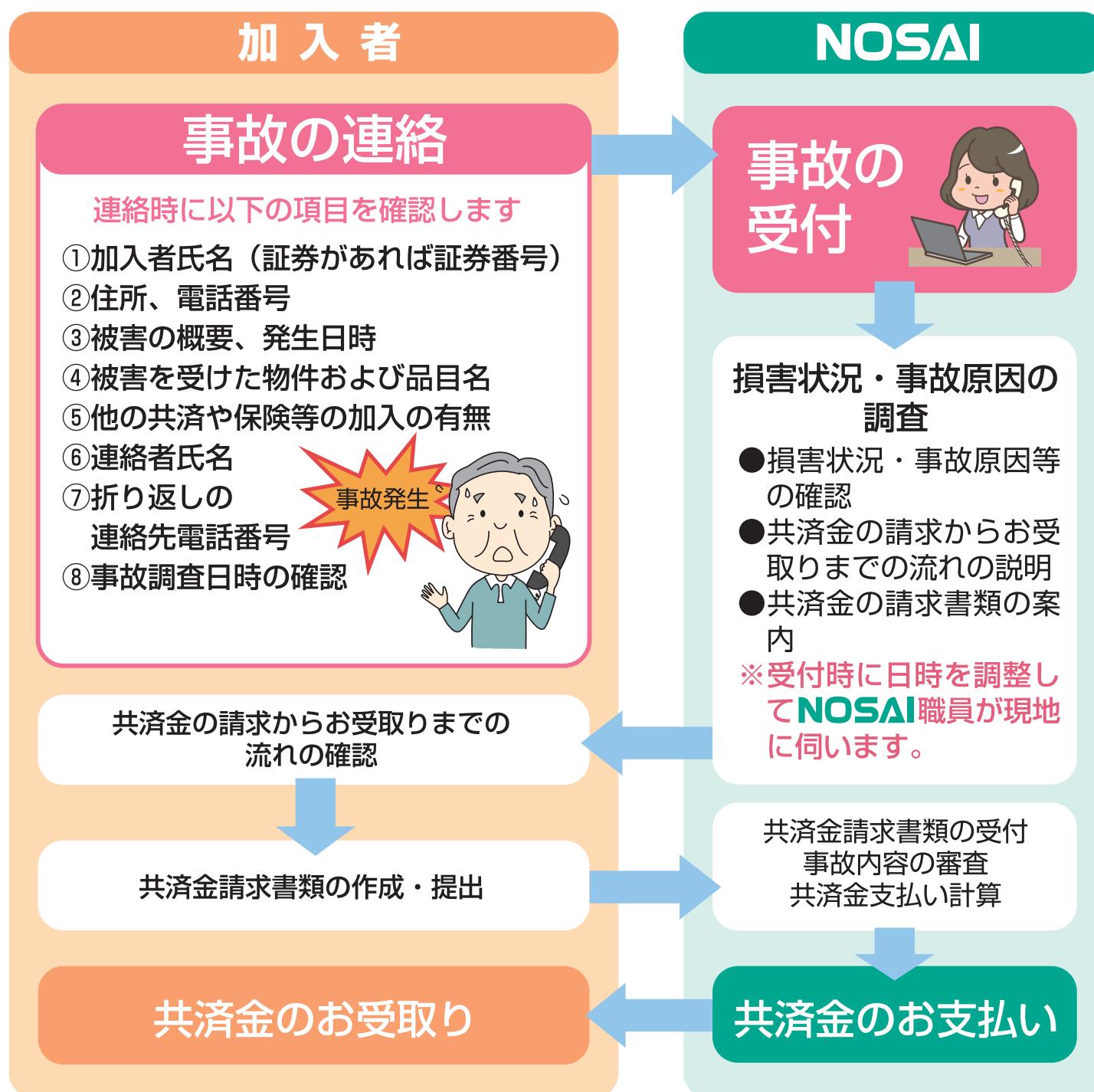
事故発生から共済金のお受取りまで

「親切で確実がNOSAIの自慢です。」

万が一事故が発生した場合には、速やかにNOSAIまで連絡ください。
日程を調整させていただいたうえ、NOSAI職員が調査に伺います。

※職員が調査に伺うまでの現場保存にご協力をお願いします。

※事故の種類等によっては、鑑定会社等の第三者機関に調査を依頼する場合があります。



よくある質問

加入者からお問合せいただいた「よくある質問」を記載しています。
詳しくは、該当するページを確認してください。

Q1 火災共済に加入しています。落雷による損害は補償されますか？

A1 はい、補償されます。ただし、落雷以外の自然災害は火災共済では補償されませんので、自然災害全般が補償される総合共済の加入をおすすめします。

詳しくは P3

Q2 火災共済では地震による火災は補償されますか？

A2 いいえ、補償されません。総合共済に加入していただくと、地震・噴火を原因とする火災（類焼含む）も補償されます。

詳しくは P3

Q3 大雪により屋根瓦が破損しました。火災共済に加入していれば補償されますか？

A3 いいえ、補償されません。総合共済に加入していただくと、雪害を含む自然災害による損害も補償されます。

詳しくは P3

Q4 住宅等の建物に加入すれば、門・垣・塀・カーポート等は補償されますか？

A4 いいえ、補償されません。ただし、加入申込時に建物の付属物として加入申告すれば補償されます。

詳しくは P13

Q5 住宅の外壁をALC版にリフォームしました。契約内容の変更手続きが必要ですか？

A5 はい、必要です。外壁の全面がALC版であれば、柱が木であっても鉄骨造扱いとなり、掛金が安くなります。

詳しくは P5

その他、契約内容に変更があった場合には速やかにNOSAIへ連絡ください。

詳しくは P14

Q6 保険会社等に複数加入していて、火災等の事故があった場合、保険金はそれぞれから支払われますか？

A6 はい、支払われます。それぞれの共済・保険から加入金額等に応じて、保険金が支払われます。ただし、損害額が限度です。

詳しくは P10

Q7 隣家から出火し、未加入の物置が燃えてしまった場合、隣家の保険で補償されますか？

A7 いいえ、補償されません。火事で隣家を延焼させた際の損害は、「**失火の責任に関する法律**」により、火元に故意または重大な過失がない限り、賠償しなくてもよいことになっています。**万一の事故に備え、未加入の物置や納屋がありましたら、再建築価額まで補償されるNOSAIの建物共済をおすすめします。**

この他の質問がある場合、裏面記載の最寄りの支所に連絡ください。

建物共済のご契約にあたって

…… 重 要 事 項 説 明 書 ……

- この説明書は、加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい大切な情報が掲載されています。
- 加入申し込みの際、パンフレットの記載内容をご確認のうえ申し込みください。

加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねています。

I 契約概要等のご説明

1. 加入資格

組合の区域内に住所を有し、農業に従事されていることが加入の条件です。

2. 共済の仕組み

建物火災共済・総合共済は火災をはじめとする様々な偶発の事故により、建物及びその建物に収容する家具・農機具などが損害を受けたとき、損害共済金及び費用共済金をお支払いします。

3. 加入申し込みと契約の成立

この契約は、加入者が所有又は管理する建物を補償の対象としていますが、加入建物内にある加入者又は同世帯の親族所有等の家具類等についても加入できます。契約は指定の加入申込書により組合に申し込み、その申し込みを承諾したときに成立します。

門・塀・垣・カーポートその他工作物を加入する場合は、申込時に対象を明記する必要があります。
契約が成立したときは、遅滞なく書面（共済証券）により契約内容等についてお知らせします。

4. 加入できない建物等

キャバレー、ライブハウス、映画館、劇場、ダンスホール、博覧会、見本市、ゲームセンター、空家、発電室（出力100KW以上の場合）、変電所、自動車（農機具は除く）、通貨・有価証券・預貯金証書等、一組又は1点30万円以上の貴金属・宝石・骨董品等、設計書・証書・帳簿等、動植物等の生物、営業用の什器備品・商品・製品等、記録媒体に記録されているデータ等、船舶などは加入することができません。

5. 共済事故

(1)補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりです。

- ①建物火災共済
火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊（自然災害等による損害は除く）、給排水設備に生じた事故等による水濡れ（自然災害等による損害は除く）、盗難によって生じたき損・汚損、騒乱等による暴力・破壊行為（これらを総称して「火災等の事故」といいます。以下同じ。）
- ②建物総合共済
火災等の事故、自然災害（台風・暴風雨・洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り）、その他これらの事故に類する自然現象による損害（これらを総称して「自然災害」といいます。）、地震・噴火・津波

(2)加入建物等が上記の共済事故によって損害を被ったときには、次の共済金をお支払いします。
①損害共済金 ②残存物取片付け費用共済金（地震・噴火は除く） ③特別費用共済金（火災等の全焼・全損事故の場合のみ）
④地震火災費用共済金（建物火災共済加入の場合） ⑤損害防止費用共済金 ⑥失火見舞費用共済金
（支払内容等については、パンフレットの内容を確認してください。）
なお、共済金のお支払いにあたっては、「共済約款」に基づく計算を行いお支払いします。

6. 共済金をお支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次の場合には共済金をお支払いできないことがあります。

- (1)加入者又はその者の法定代理人の故意・重大な過失・法令違反による損害。
- (2)加入者と同世帯に属する親族の故意による損害。
- (3)加入者以外の方が共済金を受け取るときは、その方の故意・重大な過失・法令違反による損害。ただし、その方以外の方が受け取る額については除きます。
- (4)加入者が他人の所有するものを共済に付したときの故意による損害。
- (5)加入物件の共済事故発生の際の紛失・盗難による損害。
- (6)加入した建物等が本来持っている性質・欠陥による損害。
- (7)戦争・革命・内乱及び暴動等及び核燃料物質の放射性・爆発性等による損害。
- (8)加入者が損害発生のお知らせを怠ったとき、及び故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき。
- (9)加入者が共済事故の調査を妨害したとき。
- (10)加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき。
- (11)共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合・詐欺・その他類似する重大な理由があったとき。
- (12)加入者が共済金の支払請求手続きを3年間怠ったとき。
- (13)加入した建物の用途・構造等の変更による追加掛金の請求に対し、その支払いを加入者が怠ったとき。

7. 共済責任期間及び共済責任の開始

共済責任期間は1年です。共済責任の開始日は、掛金を組合に納めた日の午後4時から始まり、1年後末日の午後4時に終了します。ただし、掛金を納入した場合であっても、共済責任の開始日を加入申込書に指定している場合は、その日の午後4時から開始されます。また、**加入地区により決められた責任開始日のある場合は、その地区の責任開始日に合わせるため1ヶ月単位の責任期間で加入となる場合があります。**
（加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて掛金を納入した場合は、納入日から責任が開始となります。なお、掛金のお支払い前の共済事故については、共済金のお支払いはできません。）

8. 共済金額（加入金額）

- (1)契約は建物1棟ごとの契約ですので、共済金額は建物1棟ごとに、**建物火災共済では6,000万円、建物総合共済では4,000万円が加入の上限額です。ただし、同一建物を建物火災共済と建物総合共済に併せて加入する場合は、それぞれの共済金額の合計額は1億円が上限額です。**（建物の価額が著しく減少した場合は、共済金額を減額することもできます。）
（掛金についての詳しいお問合せは、最寄りの支所または本所にお問合せください。）
- (2)共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、加入者が善意かつ重大な過失がなかった場合、その超過した部分につき、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求できます。

II 注意喚起情報等のご説明

1. 告知義務・通知義務違反等による解除

法令により、申し込みに関し次の義務が課せられましたので、必ず内容等を確認してください。申込書に★を付した項目は、加入者に告知を求める事項（以下「告知事項」といいます。）、引受内容に変更等があった場合に加入者が組合に通知すべき事項（以下「通知事項」といいます。）です。申込書に事実を正確に記入し、変更等があった場合には速やかに組合へ連絡ください。

- (1)告知事項
①用途名 ②建物の所在地 ③建物延面積 ④物件 ⑤構造 ⑥他保険・共済契約の有無
- (2)通知事項
①氏名・住所に変更が生じた場合 ②他保険・共済と新規契約等した場合 ③建物を譲渡した場合 ④建物を解体した場合 ⑤共済金支払対象事故以外で破損した場合 ⑥建物を改築・増築等変更した場合。又は15日以上にわたって修繕する場合 ⑦建物が30日以上、空家又は無人となる場合 ⑧建物を他の場所に移転する場合 ⑨建物の用途を変更する場合 ⑩建物の危険が著しく増加する場合 ⑪組合が求めた告知事項に変更があった場合。等

申し込みの際の告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をしない場合や不実の告知をした場合は、建物共済の共済関係を解除することがあります。また、共済金搾取のための損害を生じさせようとするなどの重大事由の場合や通知事項の連絡がない場合等は共済関係を解除します。（共済金の支払いを受けることができなくなる可能性があります。）

2. 損害発生の通知及び損害防止の義務

加入した建物等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。また、建物等に事故が発生したときはその防止・軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差引くことがあります。

3. 解散時等の取扱い

何らかの事由により組合が解散せざるを得ない状況になった時は、農業保険法では契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金を加入者に払い戻すこととなっています。この場合には、財務状況により払戻金の削減を行う可能性があります。組合では共済金支払責任の一部を全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）の保険に付し、全国連合会は保険金支払責任の一部を全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）の再共済に付し危険の分散を図るなどの対応策を講じ健全な運営に努めています。

III その他のご説明

1. 共済掛金等の追加返還等

- (1)共済関係の成立後に、告知・通知事項等により組合が承認した場合は、共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対応する掛金等を追加徴収または返還します。
- (2)解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 他人の所有する物を建物共済に付した場合

他人が所有する物を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のためにその物を建物共済に付すことができます。その場合、共済目的の所有者は、自己の所有する共済目的の損害については、**加入者に優先して直接組合に共済金の支払いを請求することができます。**

IV 個人情報取扱いについて

- (1)加入の内容、申込書記載事項やその他知り得た情報（以下「個人情報」といいます。）といえます。については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」といいます。）します。また、本共済関係に関する個人情報は組合が実施する他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (2)組合は、共済金支払責任の一部を全国連合会の保険に付し、全国連合会は保険金支払責任の一部を全共連の再共済に付しているため、組合は全国連合会及び全共連との間で個人情報を共同利用します。
- (3)法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再共済取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。